

旭川市おやこサポート事業実施業務 仕様書

1 業務名

旭川市おやこサポート事業実施業務

2 目的

アクセシビリティが高い市中心部において、妊娠期から利用できる居場所を提供するとともに、「学び」、「楽しさ」、「安心」の3つの視点から多様なサポートプログラムを実施することで、妊娠期から乳幼児期までの一貫した切れ目のない支援に資する。

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

4 実施期間等

(1) 実施期間

「6 業務内容」における実施期間は、受託者による実施準備が整った日から令和7年3月31日までの毎週土曜日及び日曜日とする。ただし、年末年始（12月30日から1月4日まで）は除く。

なお、受託者は、令和6年6月1日までに実施することとする。

(2) 実施時間

午前10時から午後2時まで

※市長が特に必要と認めたときは、市と受託者による協議の上で実施時間を延長することができる。

5 履行場所

旭川市子育て支援部おやこ応援課（以下、「おやこ応援課」という。）内の指定する場所

（旭川市1条通8丁目 ツルハ旭川中央ビル2階）

※詳細な場所は別紙「使用可能場所図」のとおり

6 業務内容

(1) おやこわくわくひろば運営業務（土曜日及び日曜日のうちおやこ応援プログラム未実施日）

おやこ応援課内のプレイルームにおいて、妊婦や親子が気軽に滞在できる居場所を提供する。

ア 妊婦や親子が、気軽にリラックスして利用できるような雰囲気になるよう、必要に応じて家具や雑貨を配置すること。

イ 子どもが興味を持って利用でき、一定時間の滞在が可能となるよう、玩具や図書を配置すること。なお、玩具や図書については、おやこ応援課が保有するものの使用も可とする。

ウ 子育てに関する情報提供として、閲覧可能な書籍の配置や映像の上映などを行うこと。

エ 安全な利用の確保のほか、事故等の緊急時に対応するため、実施時間においては、常時2名以上のスタッフを配置すること。なお、配置するスタッフについては、資格の有無等の要件は設けない。

オ 利用者の受付名簿を作成すること。

カ 満足度やニーズ把握のため、利用者アンケート調査を実施すること。

(2) おやこ応援プログラム実施業務

保護者の子育てスキルの向上を図るとともに、子ども又は子育てとの適切な距離感の確保により子育て負担を軽減するため、多様なプログラムを実施する。

ア おやこ「支援講座」実施業務

(ア) 親子又は保護者を対象として、月1回以上、子育てに関する知識や経験の向上に資する講座等を実施すること。なお、同一の内容で複数回実施することも可能だが、その場合は3か月以上の期間を空けること。

(イ) 1回当たりの受講定員は20人程度を確保すること。

(ウ) 上記の講座の内容・講師等については、おやこ応援課と協議の上で決定すること。

イ おやこ「エンジョイプログラム」実施業務

次の(ア)から(ウ)までに示すいずれかのプログラムを月1回以上実施する。なお、同一の内容で複数回実施することも可能だが、その場合は3か月以上の期間を空けること。

(ア) 親子で参加できるプログラム(運動、スポーツ、文化・芸術等)。

(イ) 妊婦が、妊娠期間を楽しみ、出産に前向きになれるようなプログラム。

(ウ) 保護者が、自身のことを大切に考え、子育てに前向きになれるようなプログラム。

(エ) (ア)から(ウ)までのプログラムにおける参加定員は20人程度を確保すること。

ウ おやこ「安心つながり・相談」業務

(ア) おやこ応援課が企画・実施する保健師や栄養士等による専門相談について、おやこ応援課と協議の上で実施スケジュールを組むこと。

(イ) 民間企業や団体(個人)との連携による出張子育て相談会を、月1回以上実施すること。

(ウ) おやこのびのびひろばにおいて、親子又は保護者同士が飲食しながら交流できるスペースを設けること(設置場所はおやこ応援課が指定する。)

エ 子ども見守り業務

保護者が、安心かつ集中して上記アからウまでのプログラムに参加できるように、必要に応じて子どもの見守りを実施する。

(ア) 対象は、上記アからウまでのプログラムに参加する保護者の子どものうち、おおむね生後6か月以上の未就学児とする。

(イ) 見守りにおいては、適宜必要なスタッフを配置すること。なお、可能な範囲で保育士等(子育て支援員を含む)の有資格者を配置すること。

(ウ) 見守りを実施する時間は、上記アからウまでのプログラム参加中に限るものとする。

(3) 共通事項

ア 上記プログラムの利用は無料とするが、必要に応じて材料費等の実費負担を求めることは可とする。

イ 快適で安全な実施環境の確保・維持のため、適時簡易な清掃を行うこと。

ウ プログラム実施中は、事故のないよう安全管理に十分に留意することとし、必要なスタッフを配置すること。

エ 利用者の受付名簿を作成すること。

オ 満足度やニーズ把握のため、利用者にアンケート調査を実施すること。

カ 事業の内容及び実施について、広告掲載やSNS等により効果的に周知を行うこと。

キ 利用上の注意や禁止事項等について、掲示物の作成・屋内掲示等により周知を行うこと。

ク 事件、事故、災害等に対応するため、危機管理体制を整備するとともに、防火、防災、現場措置の訓練を行うこと。

ケ 事故、災害等が発生した場合は、速やかな対応を講じるとともに、旭川市に直ちに報告すること。

コ 日時を問わず、緊急時の連絡、報告を確実に行うことが可能な緊急時連絡体制を整備し、旭川市に提出すること。

7 その他

(1) 受託者は、契約後1か月以内に事業実施計画書を提出すること。

なお、事業実施計画書の内容に変更が生じた場合は、適宜速やかにおやこ応援課に報告し、承認を得ること。

(2) 受託者は、毎月の業務終了後に実施報告書を提出すること。

(3) 個人情報については、関係法令を遵守するとともに、その取扱いには十分に留意すること。

(4) 本業務を実施するために必要なシステム関係費用、通信費、パソコン、事務用品、人員及び研修等は全て受託者の負担とする。ただし、おやこ応援課との協議により、同課が保有する物品等を使用する場合はこの限りではない。

(5) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められるときは、おやこ応援課と協議の上、その一部を委託することができる。

【参考1】実施スケジュールとスタッフ配置の例（令和6年4月から令和7年3月まで）

月	おやこのびの びひろば ※おやこ応援プログラ ム未実施日	おやこ応援プログラム				スタッフ配置／回		
		支援講座	エンジョイ	安心つなが り・相談	計	リーダー	スタッフ (通常)	計
4月						(企画・準備) 1		1
5月						(企画・準備) 1		1
6月	5	3	3	2	5	1	1	2
7月	3	2	4	3	5	1	1	2
8月	4	3	3	2	5	1	1	2
9月	4	2	4	3	5	1	1	2
10月	3	3	3	2	5	1	1	2
11月	4	2	4	3	5	1	1	2
12月	4	3	3	2	5	1	1	2
1月	2	2	4	3	5	1	1	2
2月	3	2	4	2	5	1	1	2
3月	5	2	4	2	5	1	1	2
合計	37	24	36	24	84			

【参考2】各業務における実施プログラム等の例

(2) -ア おやこ「支援講座」

プレママパパ教室 就学前の歯みがき教室 子どものためのUV対策 イライラしない子育て パパとママの抱っことおんぶ講座 0歳からはじめるスキンケア 子育てにかかるお金の話 成長に合わせた心と体と愛情を育むポイント 子育てハッピーアドバイス 妊娠中の過ごし方・出産の準備について	家庭で伝える性のはなし ぐずる子どもをどうすればいい？ 産後の生活 1才までの育児、赤ちゃんとの関わり方 子どものイヤイヤ期の理解とかかわり 子どもの発達と自己肯定感 妊娠中から知っておきたい母乳育児のこと 幼稚園・保育所について ひとり親の支援について 小学校に入る前に必要なこと
--	--

(2) -イ おやこ「エンジョイプログラム」

(ア) プログラム

手洗い教室 親子ヨガ（体操） 親子で工作	親子でお絵かき 親子でごっこ遊び 子ども撮影会
----------------------------	-------------------------------

(イ) プログラム

抱っこひも試着体験 バビーカー、チャイルドシートお試し体験 マタニティウェアファッションショー	マタニティグッズ展示会 バビーグッズ展示会 バビーウェア展示会
---	---------------------------------------

(ウ) プログラム

ビューティーセミナー～大人の女性編～ ハアケア～髪も気持ちもイキイキと編～ 暮らしの簡単キレイ プロが教える簡単ママメイク	子育てを邪魔しないネイル 骨盤整体・マッサージ フットケア・ハンドケア 市内のおしゃれママファッションショー
--	---